

# 霧島市導入促進基本計画

【国変更同意日】平成31年4月8日

鹿児島県霧島市

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

霧島市は鹿児島県の中央部に位置し、日本で最初に国立公園に指定された霧島山をはじめ、その山麓に広がる広大な台地や水量の豊富な河川に囲まれる自然豊かなまちである。また国際空港、高速道路及び鉄道を有する交通の要衝として利便性も高いことから、さまざまな形態の企業が集積するまちとして栄えてきた。1990年までは金属製品、電子デバイスなど製造業を中心とした企業立地が多くを占めており、近年では物流、卸売業等の立地も多くなっている。また従業者数の構成比については、全国や鹿児島県と比較し、製造業（約23%）と宿泊業・飲食サービス業（約12%）の割合が高くなっており、先端技術産業を中心とする製造業や豊富な観光資源を活かした観光業などを中心とした経済活動が活発である。

国立社会保障・人口問題研究所によると、我が国の人口は、2008（平成20）年の約128百万人をピークに減少に転じている。本市においても、2000（平成12）年をピークに減少傾向が続いており、2011（平成23）年からは社会増減数と自然増減数の両方がマイナスに転じている。本市の人口減少率は、国の減少率を下回っているものの、少子高齢化による自然減少幅の拡大は今後も続くと予想されている。

平成28年度に実施した中小企業実態アンケートの結果、市内中小企業の直面する課題として最も挙げたのが、人材の確保・育成（58.7%）であり、次いで、設備の老朽化（31.3%）、若年労働力の減少（31.1%）であった。また今後重点的に取り組みたい事業として、老朽設備の更新として設備投資を考えている中小企業が25.1%、生産拡大や新分野進出のための設備投資を考えている中小企業が10.8%となっている。

これらのことから、設備投資を強力に後押しすることにより、市内中小企業の労働生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤を構築していくことは喫緊の課題である。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業が多様で活力のある成長発展を遂げ、更なる地域経済の活性化と市民生活が向上していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に100件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

霧島市の産業は農林水産業、製造業、卸売・小売業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業と多岐にわたり、多様な業種が霧島市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

霧島市の産業は、山間部から平野部まで広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は霧島市全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

霧島市の産業は農林水産業、製造業、卸売・小売業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業と多岐にわたり、多様な業種が霧島市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

霧島市の事業者の取組みは、既存製品の付加価値化、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意をした日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・近年、売電を目的とする太陽光発電設備の設置が増加していることに伴い、本市における重要な観光資源である自然環境や景観が損なわれるとともに、災害発生リスクの高まりや地域住民の生活環境等に対し悪影響を及ぼすことが懸念されている。このため、本市においては、太陽光発電設備のうち「自己の工場や事務所などの敷地内に設置し、かつ、その発電電力を、直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供に供するために自ら消費するもの」のみを対象とする。

・人員削減とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の対象にしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。